

阪南市公共施設等LED照明導入事業に係る プロポーザル方式業者選定実施要領

この要領は、阪南市公共施設等LED照明導入事業の業務を実施するに当たり、業務を円滑に遂行するために最も適した事業者を契約候補者として選定することを目的として定める。

1 基本的な事項

- (1) 件名 阪南市公共施設等LED照明導入事業
- (2) 発注者 阪南市
- (3) 契約方式 賃貸借契約（債務負担行為による長期契約）
- (4) 賃貸借期間 各施設毎に納入及び検査が完了した翌月初日から120か月間
- (5) 事業期間 契約締結日～賃貸借期間満了日
- (6) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (7) 実施方法 公募型プロポーザル
- (8) 上限価格 116,646,000円（税込み）を上限とする。
- (9) 契約方法 阪南市財務規則（平成13年阪南市規則第8号）の定めるところにより契約する。

※対象施設の情報（建築年など）は阪南市公共施設等総合管理計画を参照すること。

〔阪南市ウェブサイト〕

<https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/somu/gyoukaku/1459230291132.html>

2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格業者としては扱わないこととする。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年2月21日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結までの日において、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (5) 阪南市暴力団排除条例(平成24年阪南市条例第16号)第2条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者であること。
- (6) 本業務に関し、事業者が独自に新たな提案を供する意思があること。
- (7) 阪南市公共施設等LED照明導入事業を遂行できる体制が整えられていること。
- (8) 本事業と同様の自治体公共施設LED照明一括導入事業の実績が過去5年間で5件以上あること。ただし、契約額が50,000,000円以上の実績に限る。また、同一自治体における複数の実績は、1件として数えるものとする。
- (9) 共同企業体で参加申請をする場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。
 - ① 代表企業が参加申請者であること。
 - ② 代表企業及び構成企業の全てが上記(1)～(5)の条件を全て満たすこと。また、代表企業又は構成企業若しくは共同企業体が上記(6)～(8)の条件を全て満たすこと。
 - ③ 構成企業が、他の参加者の構成企業として重複していないこと。
 - ④ 下記6(1)において、代表企業と構成企業の役割分担を明確にした書類を提出すること。

3 実施日程

項目	日程等
公募開始	令和7年5月16日(金)
質疑書の提出期限	令和7年6月4日(水)17時まで
質疑に関する回答	令和7年6月11日(水)
現地見学期間	令和7年5月21日(水)から 令和7年6月3日(火)まで
参加申込期間	令和7年5月16日(金)から 令和7年6月16日(月)17時まで
参加資格要件確認結果通知	令和7年6月18日(水)(予定)
提案書等の提出	令和7年6月25日(水)17時まで
プレゼンテーション	令和7年7月2日(水)
審査結果の公表	令和7年7月14日(月)
契約締結	令和7年7月下旬(予定)

4 現地見学

参加申請を行い、現地見学を希望する者は、下記のとおり現地見学することができる。ただし、詳細の現地調査は仕様書のとおり契約後に実施することから、仕様書の内容や別途協議となる事項を踏まえたとしても、見積書等を作成するために見学が必要であり、かつ、質疑書の提出により解消しないと考えられる事由がある場合のみ希望すること。全施設・箇所の見学希望などは原則認めない。

- (1) 現地見学期間 令和7年5月21日(水)～6月3日(火)
- (2) 見学の日時については、施設所管部署と調整の上、別途通知する。

5 質疑及び回答

(1) 提出方法

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書（様式1）を電子メールで提出するものとし、送信後に電話にて到着の確認を行うこと。回答は、阪南市ウェブサイトへ掲載するが、質問のあった事業者名は公表しないものとする。

なお、質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードすること。

〔阪南市ウェブサイト〕

https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/shimin/seikatsu_k/kankyohozen/chikyundankataisaku/7519.html

(2) 提出先

阪南市 市民部 生活環境課

メールアドレス： seikanondan@city.hannan.lg.jp

6 参加申請等

参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式2-1）又は（様式2-2） 1部

※ 共同企業体の場合のみ、様式2-2を使用すること。

② 同種業務実績表（様式3） 1部

③ 業務体制表（様式4） 1部

④ 阪南市入札参加資格審査申請済確認書（様式5） 1部

※ 阪南市入札参加資格審査申請要綱に基づく入札参加資格を有している者（「指名願」提出済者）のみ

※ 共同企業体の場合は、代表企業及び構成企業分を各1部提出すること。

※ 同参加資格を有していない者は、上記提出書類に加え、以下の⑤～⑫の書類を各1部添付すること。（共同企業体の場合は、同参加資格を有していない全ての構成企業分について各1部添付すること。）

⑤ 使用印鑑届（様式6）

⑥ 委任状（様式7）

※ 支店等に委任する場合のみ

⑦ 誓約書（阪南市暴力団排除条例関係）（様式8）

⑧ 誓約書（入札参加停止措置関係）（様式9）

⑨ 商業登記簿謄本（写し可）

⑩ 印鑑証明書（写し可）

⑪ 納税証明書（写し可）

ア 国税（税務署発行）

・法人税及び消費税（未納のない証明「その3の2」）

イ 都道府県税（本社所在地の都道府県税事務所発行）

・法人事業税

ウ 市税

※商業登記簿記載の本店の所在地が阪南市内にある者のみ

a. 法人市民税・固定資産税・軽自動車税

(阪南市役所税務課発行の未納のない証明)

b. 代表者の市(府)民税・固定資産税・軽自動車税(代表者の市町村発行)

⑫ 財務諸表(直近2年間分)

⑬ 構成企業の役割分担を明確にする資料(共同企業体の場合のみ)

⑭ 現地見学申込書(希望する場合のみ) (様式10)

※商業登記簿謄本、印鑑証明書及び納税証明書は、提出日から3か月以内のものとする。写しを提出した場合で、当該参加者が契約候補者となったときは、契約締結時までには原本を提出すること。

(2) 提出期間

令和7年5月16日(金)から令和7年6月16日(月)まで。ただし、各日、9時から17時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、提出期間最終日の17時までに必着のものを有効とする。

(4) 提出先

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
阪南市 市民部 生活環境課宛

7 参加資格審査及び結果通知

参加申込者から提出された参加申込書等により、参加資格要件について審査する。

審査結果は、令和7年6月18日(水)までに、全ての参加者に電子メールにて通知する。

なお、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

8 企画提案書等の作成及び提出

参加資格審査を通過した者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書(様式11)に任意様式の提案資料を添付すること。

ア 仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案を行うこと。

イ 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

ウ その他PR及び独自提案についても適宜資料を添付すること。

② 業務工程表(任意様式)

業務工程と役割分担が具体的にわかるように提案すること。

③ 見積書(任意様式)

見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

④ 提案照明一覧(任意様式)

仕様書別紙1既存機器リストを活用し、電気使用量・温室効果ガスの削減効果も示すこと。

(2) 作成上の留意点

① 簡易なA4ファイルで提出すること。

- ② 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ③ 提案書等は、表紙、目次を除き、両面印刷とする。
- ④ 文書を補完するための写真、イラストの使用は、任意とする。
- ⑤ 提案書等の印刷の色は、任意とする。
- ⑥ 提案書等の下段余白中央にページ番号を付すこと。
- ⑦ 使用言語は、日本語とし、提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- ⑧ 任意様式の提案資料の表紙には、タイトル「阪南市公共施設等LED照明導入事業」、提出年月日を記載し、正本には、社名（商号）、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。
- ⑨ 見積書の正本には、社名（商号）、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。
- ⑩ 提案書については、提案照明一覧を除き、表紙（様式11）を含めて20枚以内とすること。

(3) 提出部数

- ① 正本 各1部
- ② 副本 電子ファイル（参加者名を特定できる記載（会社名、会社ロゴ、個人名等）をしないこと。）

(4) 提出期間

参加資格審査結果通知後、令和7年6月25日（水）17時までとする。ただし、土日祝日を除く9時から17時までとする。

(5) 提出方法

- ① 紙媒体については、持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、提出期間最終日の17時までに必着のものを有効とする。
- ② 電子ファイルについては、提出書類をPDFファイルに変換し、電子メールで提出すること。

(6) 提出先

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
 阪南市 市民部 生活環境課宛
 メールアドレス： seikanondan@city.hannan.lg.jp

9 プレゼンテーション審査項目及び配点等

プレゼンテーション審査基準

審査項目	審査基準	配点
事業遂行能力	事業を円滑・確実に遂行できる体制か。共同企業体の場合、役割分担は明確かつ適切か。	30
	国または地方公共団体との同種の業務実績が豊富か。	
使用機器	使用機器は累積製造・販売実績を十分有しているか。	20
	契約期間中の使用機器の品質、信頼性、安全性を十分に確保できるか。	

調査・設計工事計画等	事業計画は具体的で実現性があり、機器を確実に納入することができ、期間内に確実に完了できるか。	20
	工事中における工程・品質・安全管理等の留意点等が記載されており、工事履行に関する信頼性があるか。	
維持管理	緊急時や災害時等の不具合等に迅速に対応できる体制か。	20
	製品に関する事故やトラブル等に対する安全対策が図られているか。	
各施設毎の対応	各施設等の特徴や条件、利用者等を考慮し、工事期間や照度など、それぞれに適した内容を提案しているか。	20
	契約期間中、各施設等の管理者からの連絡に対し、迅速に対応できる体制か。	
事業効果	費用対効果（導入費用と電気料金削減効果の差引）が高いか。また、その算定内容は適切か。	50
	温室効果ガス排出量の削減効果が高いか。	
	市内業者を積極的に活用し、地域経済の活性化に寄与しているか。	
独自性	本市に有益となる独自の提案等の創意工夫があるか。	10
価格	見積書により評価。	30
合 計		200

10 プレゼンテーションの審査及び選定方法、結果

(1) プレゼンテーション

参加資格審査を通過した者により、提出された提案書に基づきプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションは、非公開とする。

① 実施日時

令和7年7月2日（水）（予定）

詳細な実施日時については、各参加者に個別通知する。なお、プレゼンテーションの実施順は、提案書の提出順とする。

② 実施場所

阪南市役所 本庁舎3階 全員協議会室（予定）

実施場所は、変更する場合がある。変更する場合は、各参加者に個別通知する。

③ 所要時間

準備	5分以内
プレゼンテーション	30分以内
質疑・応答	20分程度

④ 内容

提案書の説明とする。

⑤ 出席者

4人以内とすること。

⑥ その他

- ア プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。
- イ 参加者名（会社名、会社ロゴ、個人名等）が特定できるプレゼンテーションを行わないこと。
- ウ パソコンを使用する場合は参加者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。

(3) 契約候補者の選定

① 審査の手順

ア プレゼンテーション審査基準に基づき、選定委員会において審査を行い、合計得点が基準（6割以上）に達した者で、最高得点者から第1位及び第2位となる参加者を契約候補者として選定する。

なお、最高得点者が2者以上になった場合は、審査項目「事業効果」の得点が高い者とし、更に同点の場合は、委員会の委員長が決定することとする。

イ 第1位の者とは、契約内容等について協議を行うこととする。

なお、第1位の者との協議の結果、合意に至らなかった場合等は、第2位の者と交渉を行うこととする。

ウ 審査における合計得点が基準（6割以上）に達する参加者がいない場合は、候補者の選定を行わない。

② 審査（選定）結果

審査（選定）結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に文書により通知する。また、令和7年7月14日（月）以降、本市ウェブサイトで、本プロポーザルに参加した全ての者の商号を、このうち契約候補者第1位及び第2位の者については得点を含めて公表する。

なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

1.1 契約の手続

- (1) 仕様書及び契約候補者の提案書等の内容を基本に協議の上、阪南市財務規則に基づき契約を締結する。
- (2) 原則として契約候補者の提案書等の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。
- (3) 上記(2)の調整後、契約候補者は、見積書を再度提出すること。
- (4) 契約保証金は、下記ア～エの中から一つを選択するものとする。ア～ウを選択した場合は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。エを選択した場合は、本市が定める基準範囲において1名立てること。なお、契約保証金の免除については、阪南市財務規則第119号のとおりとする。

ア 契約保証金（現金）

イ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

ウ 履行保証保険

エ 契約保証人

1.2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 提案書等は、1参加者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しないものとする。
- (6) 提案書等は、契約候補者の選定のために使用するが、情報公開請求があった場合、阪南市情報公開条例（平成12年阪南市条例第26号）に基づく公開の対象となる。
- (7) 電子メールや郵送等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ 見積額が予定価格を超えている場合
 - ⑤ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ⑥ 審査（選定）の公平性を害する行為があった場合
 - ⑦ ①～⑥に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (9) 参加申込後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施日時までに辞退届（任意様式）を提出すること。

1.3 担当部署・問合せ先

阪南市 市民部 生活環境課

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

電話：072-489-4514

メールアドレス：seikaondan@city.hannan.lg.jp